

**清水駅東地区文化施設
基本構想・基本計画**

平成19年3月

静岡市

はじめに

本市は平成 15 年 4 月に旧静岡市と旧清水市の合併により誕生し、平成 17 年 4 月に政令指定都市へと移行した。そして、第 1 次静岡市総合計画において、静岡・清水・東静岡を拠点とした「質の高い 3 都市核の形成」をスタートアッププロジェクトに掲げ各種施策を展開している。

本報告は、平成 17 年度実施した「清水駅周辺施設立地可能性調査」において、整備する施設の候補として示された「文化型施設」、「スポーツ型施設」及び「文化スポーツ兼用型施設」の 3 タイプから、実際に整備する施設を確定し、その基本構想及び基本計画をとりまとめたものである。

目 次

基本構想

1	清水駅周辺における集客施設の必要性	
	(1) 拠点施設の必要性.....	1
	(2) 施設整備予定地.....	1
	(3) 既存施設の状況.....	1
	(4) 清水駅周辺の整備状況.....	4
2	拠点施設の確定及び考え方	
	(1) 検討会での検討.....	4
	(2) 拠点施設の確定.....	5
	(3) 清水テルサとの連携.....	5
	(4) 賑わいの創出.....	5
	(5) 施設規模.....	5
	(6) 施設運営.....	6
3	基本理念	
	(1) 文化型施設の目的.....	5
	(2) 既存施設との機能の分担.....	6
4	運営の基本的考え方	
	(1) 既存施設の運営.....	6
	(2) 運営の基本的な考え方.....	6
5	開発条件の整理.....	7
6	整備手法.....	7

基本計画

1	基本的整備計画	
	(1) 基本方針.....	8
	(2) 大ホールの考え方.....	8
	(3) 小ホールの考え方.....	9
2	施設規模の考え方	
	(1) 大ホールの規模.....	10
	(2) 大ホールの運営内容.....	10
3	建築計画	
	(1) 施設の構成、配置及び附帯施設の考え方.....	11
4	モデルプラン	
	(1) A案.....	13
	(2) B案.....	13
5	運営計画	
	(1) 運営の考え方.....	18
	(2) 周辺施設との連携.....	19
6	事業スケジュール予定.....	19

基本構想

1 清水駅周辺における集客施設の必要性

(1) 拠点施設の必要性

平成14年2月に静岡市・清水市合併協議会が策定した新市建設計画()では、清水文化センターを建て替え、オペラ、バレエ、コンサート、ミュージカルなど多様な舞台芸術に対応できる多目的施設を整備することが位置付けられている。

第1次静岡市総合計画(平成17年3月策定)においては、静岡都心、東静岡都心及び清水都心の3つの都市核の形成とその連携を求めており、本計画の対象地域であるJR清水駅を中心に広がる清水都心については、「海・港を活用した活力とうるおいのあるまち」等を区の将来ビジョンに定め、JR清水駅東地区に拠点施設を整備することとしている。さらに、都市計画マスタープランにおいては「清水の玄関口として、利便性、快適性および個性ある魅力的なまちづくり・顔づくりを行う」こととされている。

これらの計画の推進に向けて、市民や地元関係団体等からは、賑わいを創出する拠点施設の整備に関する要望等も寄せられている。

このようなことから、清水都心の中心地である清水駅の東地区に拠点施設を整備することとする。

新市建設計画 市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法定計画。

(2) 施設整備予定地

清水駅東土地区画整理事業区域内

(3) 既存施設の状況

平成17年度に実施した「清水駅周辺施設立地可能性調査」において、整備する拠点施設として「文化型施設」、「スポーツ型施設」及び「文化スポーツ兼用型施設」の3つが候補となっていることから、市内及び県内の類似施設の整備状況を整理する。

市内主要公共施設の立地状況

市内の主な文化ホール、コンベンション施設、スポーツ施設等の立地状況を図-1に示す。



図-1 市内の主要施設立地状況 (平成 19年 1月現在)

J R清水駅周辺には、静岡市東部勤労者福祉センター「清水テルサ」が立地している。この施設は、音楽系の催事に使用が可能な多目的中ホールや音楽練習室等の文化交流機能を備えており、計画地に隣接することから、本構想・計画の策定にあたり役割分担を最も考慮すべき施設である。近郊には、清水マリビル、清水マリターミナルの2つのコンベンション施設や、清水文化センター(大ホール1,520席、中ホール510席)スポーツ型施設として清水総合運動場体育館(900席)等がある。

一方、J R東静岡駅周辺には静岡県草薙総合運動場体育館(3,327席)や、オペラ等の上演のほかコンベンションの開催も可能な大ホールを有する静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ(大ホール4,626席、中ホール1,209席、演劇ホールほか)がある。

この他、J R静岡駅周辺には、多目的ホールである静岡市民文化会館(大ホール1,968席、中ホール1,170席)や静岡市民体育館(984席)室内楽専用ホールの静岡音楽館AOI(618席)近郊にはコンベンション施設であるツインメッセ静岡がある。

県内主要公共施設の立地状況

1,000 席程度以上の規模を有する県内の主な文化ホール、スポーツ施設等の立地状況を図- 2 に示す。

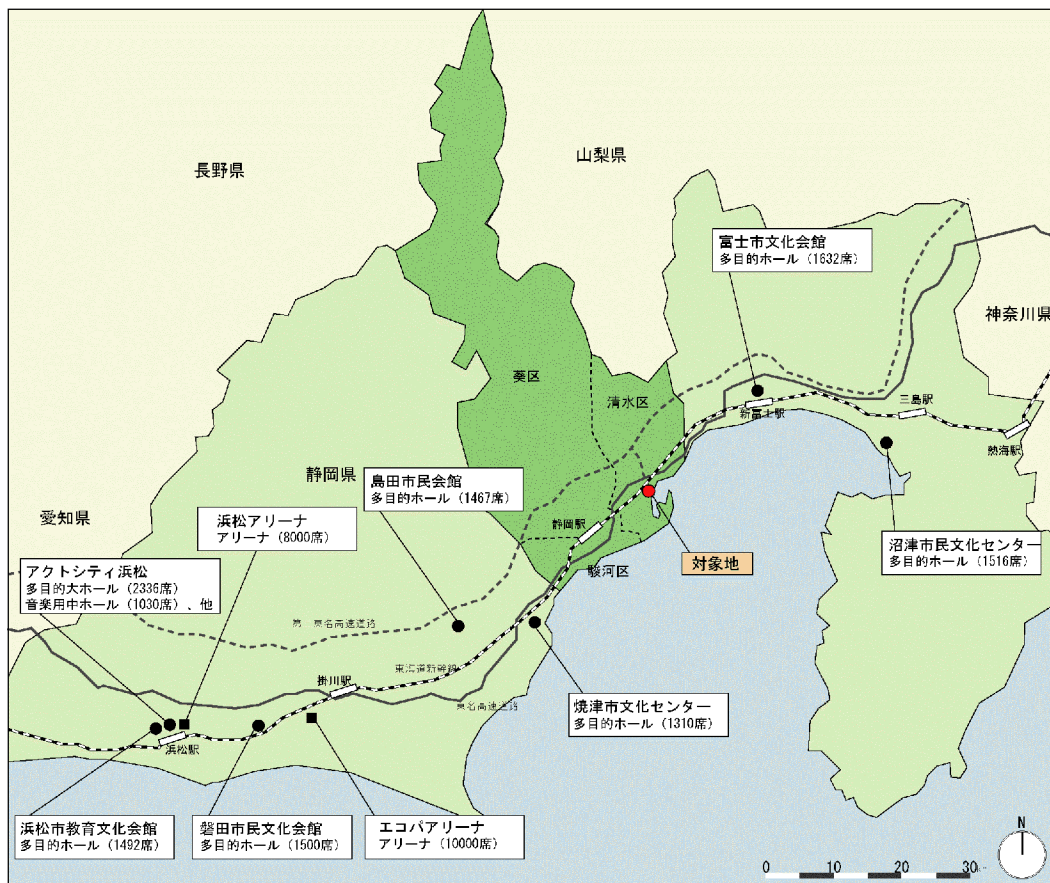


図- 2 県内の主要施設立地状況 (平成 19 年 1 月現在)

多目的ホールを中心に据えた文化型施設として、沼津市民文化センター(1,516 席)、富士市文化会館(1,632 席)、焼津市文化センター(1,310 席)、島田市民会館(1,467 席)、磐田市民文化会館(1,500 席)、浜松市教育文化会館(1,492 席)などがある。また、オペラ上演が可能な大ホール(2,336 席)や音楽用中ホール、楽器博物館などからなる大型複合文化施設であるアクトシティ浜松が浜松市に立地している。

一方、大規模スポーツアリーナ施設としてエコパアリーナ(10,000 席：袋井市)や、浜松アリーナ(8,000 席)等がある。

(4) 清水駅周辺の整備状況

現在、JR清水駅周辺では、清水駅西土地区画整理事業及び清水駅西第一地区市街地再開発事業が進められている。これらは、駅西地区を都心商業ゾーン、商業・住宅複合ゾーンとして整備するものであり、賑わい創出の相乗効果を図るため、本事業と十分な連携を取る必要がある。

2 拠点施設の確定及び考え方

(1) 検討会での検討

平成17年度の立地可能性調査において報告された「文化型」「スポーツ型」及び「文化スポーツ兼用型」施設のうちから、実際に建設する施設について調査・検討するため、市民代表及び有識者からなる「清水駅東地区拠点施設検討会」(以下「検討会」という。)を設置した。

検討会においては、3つのタイプの施設のうち「文化型」を最も望ましい施設として結論付け、平成18年8月30日に同趣旨の報告を市長に提出した。

清水駅東地区拠点施設検討委員会名簿

平成18年6月

役職	氏名	所属	区分
委員長	川口 宗敏	静岡文化芸術大学大学院教授	学識経験者
委員	長岡 真人	静岡市市民文化会館運営委員会会長 東海大学短期大学部教授	〃
〃	高木 英夫	静岡市スポーツ振興審議会会長	〃
〃	横山 大山	静岡市文化協会会長	〃
〃	藤浪 二美雄	清水商工会議所副会頭	市民委員
〃	濱崎 岩雄	静岡市清水区自治会連合会会長	〃
〃	武田 安子	しみず女性の会会長	〃
〃	野口 直秀	清水商店街連盟副会長 清水駅前銀座商店街振興組合専務理事	〃
〃	小坂 伊沙子	清水区区民懇話会委員 静岡市社会福祉協議会清水区地域福祉推進センター	〃

清水駅東地区拠点施設に関する検討結果について（報告）

清水駅東地区に建設する拠点施設として、建設予定地の敷地規模、立地条件、及び市内並びに近隣の類似施設を踏まえ、施設の内容は「多目的な文化型」とすることが相応しいと考える。新施設の機能に当たっては、隣接する東部勤労者福祉センター（清水テルサ）を含め検討し、政令指定都市の都市核を形成するシンボル施設を切に願望するものである。

(2) 拠点施設の確定

清水駅東地区の拠点施設については、検討会における検討結果、地元関係団体やプロモーター等専門家の意見など踏まえ、高次高質な芸術文化の上演が可能な「多目的な文化型施設」とすることとし、あわせ、老朽化した清水文化センターの移転改築を含め整備することとする。

(3) 清水テルサとの連携

建設予定地は立体駐車場を挟み清水テルサと近接する位置にある。同施設は507席の中規模多目的ホールを始め、音楽練習室、和室、茶室など、多くの文化系施設が整備されている。

このため、本施設については、清水テルサとの機能連携を図るため大ホールや小ホール等を中心に整備する。

(4) 賑わい創出

本施設においては、市民に高次高質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するほか、市民利用に供する施設の整備や市民参加型事業の実施等をとおり、清水都心における日常的な賑わいの創出を図ることとする。

(5) 施設規模

興行目的の利用に適したホール席数は1,500から2,000席であるため、この範囲を基本に施設規模を検討することとする。

また、恒常的な賑わいを創出するため、小ホールやギャラリーなどのほか、各種公演のために必要となる諸室をあわせて整備することとする。

(6) 施設運営

施設運営は、集客力のある興行の誘致を図ると同時に、現在の清水文化センターで市民が行っている様々な活動を継続できるような運営体制とすることとし、指定管理者制度や施設運営も含めたPFI手法など最適な運営のあり方について検討することとする。

3 基本理念

(1) 文化型施設の目的

市民に高次高質な芸術文化を鑑賞する機会と文化活動を行う場を提供することにより、「多彩な文化の継承と独自文化の創造」の実現と文化事業を通しての清水都心の賑わい創出に資することを目的とする。

(2) 既存施設との機能の分担

本市の文化施設として、コンベンション機能を併せ持つ静岡市民文化会館（昭和53年開館）、室内楽専用ホールである静岡音楽館AOI（平成7年開館）がある。

本施設については、それら既存施設との機能の分担を図るため、舞台芸術を主体とした多目的ホールとしていくこととする。

4 運営の基本的考え方

(1) 既存施設の運営

静岡市民文化会館及び清水文化センターは貸館を中心に運営しており、その業務は財団法人静岡市文化振興財団が指定管理者として担っている。

(2) 運営の基本的な考え方

一般的に文化施設の運営方法としては、行政による直営方式と指定管理者制度がある。現在、本市の文化施設の多くは指定管理者が管理運営に当たっており、本施設についても指定管理者制度を基本に検討を進めていく。

5 開発条件の整理

(1) 所在地

静岡市清水区島崎町 149 番地他

(2) 対象敷地

現況は平面駐車場及び小イベント広場で面積は 7,720 m²である。

(3) 用途地域

商業地域

(4) 建ぺい率及び容積率

建ぺい率は 80%、容積率は 500%である。

(5) 地区計画

対象敷地は清水駅東地区計画内にあり、以下の地区計画がある。

建築物の容積率の最低限度

200%

建築物の敷地面積の最低限度

3,000 m²

建築物の壁面の位置の制限

外壁等の面から土地区画整理事業区域界までの距離は 5.0m 以上離さなければならない。

建築物等の高さの最低限度

12m

6 整備手法

静岡市 P F I 導入に関する基本方針に基づき、平成 19 年 6 月を目途に、現在 P F I 導入可能性調査を実施しているところである。

この調査の結果、P F I 手法により整備することとなった場合、平成 20 年度中に民間事業者と契約を締結し、その後、民間事業者において設計、建設を行い、開館は平成 23 年度中を予定している。

基本計画

1 基本的整備計画

(1) 基本方針

市民利用はもとより、高次高質な芸術文化の興行上演が可能な大ホールを中心に、小ホール、ギャラリーなどからなる施設構成を基本とする。

(2) 大ホールの考え方

大ホールは、ミュージカル、オペラ、演劇、舞踊など様々な舞台芸術に加え、クラシックやポピュラーなどの音楽と同時に、講演会、式典にも対応する多目的ホールとして整備する。

特に、舞台芸術については、質の高い上演ができるものとし、従来型の多目的ホール()とは一線を画すようにする。

多目的ホールについて

従来型の多目的ホールは、あらゆる演目への対応を可能とするものであるが、全てが平均点かそれを下回る危険性もあるという指摘がある。このため、1980年代後半から専用ホールが多く建設されたが、専用であるがため施設や運営が特化、先鋭化していくこととなり、稼働率や収支の点でマイナス効果を生じているという面もある。

今日では多目的ホールが再び注目されているが、以前とは異なり、ある特定分野については専用ホールの性能に迫る性能を持つというスタイルが主流となってきている。例えば、舞台物を基本とするものの可動音響反射板で舞台を仕切り、音楽ホールとしても十分な機能を持たせることが可能となる。

舞台性能について

質の高い舞台芸術を上演できるものとするため、音響反射板については、可動式のものを採用することとする。このとき、可動部を少なくするなど音の反射に有利な構造を検討し、音楽ホールとしても一定のグレードを確保できるよう配慮することとする。

可動式反射板には吊り込み式と走行式があり、吊り込み式については、舞台上部フライズ()内に反射板を吊り込み収納するため、舞台をコ

ンパクトに計画できるメリットがあるが、フライズ内の道具バトン()
や照明バトン、幕バトンの本数が減るデメリットがある。

一方、走行式については、反射板を重く作ることができるため音響的
には効果的である。また、フライズ内の各種バトンをフルに装備するこ
とができるため、様々な舞台芸術に対応できるメリットがあるが、舞台
後方に収納スペースの確保が必要となるデメリットがある。

今後の設計において、全体計画、舞台廻り計画、音響性能、コスト計
画等を勘案し、適切な方式を選択していく。

フライズ 舞台上部の背景幕や大道具を吊り上げておくための大空間をいう。

バ ト ン 舞台の最上部にある「すのこ」から水平にぶら下がっている鉄の
棒。照明機器、幕、書割などの道具を吊り下げて電動あるいは手動
で昇降させる。

客席について

客席については見やすさと同時に舞台との一体感を重視するとともに、
客席空間やアプローチにも留意し、これからの時代にふさわしいホール
空間を目指す。

このため、階層は押さえつつ、サイドバルコニーなどを配することで
舞台との一体感を醸し出すとともに、音響への配慮から、2階のバルコ
ニー席が1階席上部に大きく重なることがないように計画することとする。
さらに、客席座面については、ゆとりある鑑賞を可能とするための十分
な大きさを確保し、舞台との一体感とゆとりのある鑑賞空間の両立を目
指すものとする。

諸室の考え方

大ホールに付属する諸室については、質の高い舞台芸術等の上演をす
るために必要となる諸室を整備することとする。

また、小ホール、ギャラリー及び練習室などの諸室を整備することと
する。

(3) 小ホールの考え方

小ホールについては、小音楽会、講演会、能、各種発表会や大ホール公演
時のリハーサル利用などの機能をあわせ持った多目的ホールとする。

2 施設規模の考え方

(1) 大ホールの規模

大ホールの適正規模は、敷地面積や運営内容等から導かれる。

当敷地面積は、文化ホールの上限とされる2,000席規模のホールが納まる広さであるが、従来2,000席規模のホールを中心に公演を開催していたプロのオーケストラなどは、近年では、興行規模の変化に伴い1,700席規模のホールも利用するようになってきている。

また、ミュージカルのような舞台芸術では、演目により様々であるが、視距離や空間の一体感から1,700席程度が鑑賞しやすいといわれている。

(2) 大ホールの運営内容

運営形態

運営は貸館事業を中心とし、業務は指定管理者に委ねることとする。

ただし、一般的に文化施設の運営は、使用料等の収入による独立採算は困難であるとされているが、市民に質の高い舞台芸術の鑑賞の機会を提供するため、民間事業者の創意工夫を発揮できる仕組みを検討することとする。

市民利用

市民劇団や市民楽団等による本施設を利用しての定期的な公演等は、創作者のみならず鑑賞者育成の観点からも効果があり、市の文化振興に大きく寄与するものと考えられる。

具体の市民利用としては、市民文化団体やアマチュア芸術団体の主催公演や学校利用などが想定される。これらの利用は前述の効果が見込めると同時に重要な顧客となる可能性が高いため、確実な利用を確保するための方策を検討することとする。

興行誘致

観客である市民のニーズに応えるとともに、広域からの集客も可能な興行を誘致するものとする。このため、市民ニーズの発掘という観点か

ら、積極的な情報発信に努めるとともに、友の会やボランティア組織の設置等についても検討することとする。

また、本施設は舞台芸術を主体とした各種文化活動拠点とすることから、ロングラン公演等の長期使用についても検討を加えることとする。

3 建築計画

(1) 施設の構成、配置及び附帯施設の考え方

本施設の構成は次のとおりとする。

項 目	内 容
施設本体 延床面積	概ね 12,300 m ² 程度
大ホール舞台	1,100 m ² 程度
大ホール舞台裏廻り	楽屋等 9 室 計 390 m ² 程度
大ホール客席	1,250 m ² 程度 1,700 席程度(オケピット使用時 1,500 席程度)
小ホール	300 m ² 程度、300 席程度
練習室・リハーサル室	300 m ² 程度
ギャラリー	500 m ² 程度
ギャラリー収蔵庫	120 m ² 程度
その他諸室等	管理諸室、備品庫、機械室等
駐車場	駐車場附置義務()台数以上
駐輪場	駐輪場附置義務()台数以上
人工地盤	前面空地を確保するとともに、清水駅東西自由通路からの直接アクセスを可能とすること

附置義務 「静岡市における建築物に附置する駐車場に関する条例」および「静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例」により、施設の延床面積対し算出される台数以上の駐車場および駐輪場を附置しなければならない。

施設本体

ア 大ホール舞台

舞台空間の広さはもとより、道具の搬入のしやすさに配慮するものとする。舞台は、11tトラックからの搬入を容易とするために1階(地上階)とし、また、舞台下には奈落空間、オーケストラピットの迫りのためのマシンピット(機械室)などを設けるものとする。

イ 大ホール舞台裏廻り

楽屋は舞台と同一階に配置することを基本とし、個室楽屋、中楽屋及び大楽屋等を整備することとする。

ウ 大ホール客席

2層から3層の構成とし、舞台との一体感を醸し出すサイドバルコニーの設置を検討することとする。清水駅東西自由通路と連結を図ることから、メインの客席入口は2階に設定する。

エ メインエントランス()・メインホワイエ()

清水駅東西自由通路から直接アプローチできるよう2階をメインエントランスとし、メインホワイエへと続く空間を設ける。また、ホワイエ内には案内、クローク、ドリンクコーナーを設置するなど、ホスピタリティを重視する。

エントランス 施設入口

ホワイエ 客席周辺のロビー空間

オ 1階エントランスホール

駐車場利用者等のため1階にもエントランスホールを設け、車寄せからの直接アプローチを可能にするなど、障害のある人や高齢者の利用に配慮する。また、主催者控室、託児室、ショップ等を1階エントランスホールに配置することも考えられる。

カ その他諸室等

小ホールやギャラリー、練習室等の諸室を設けることとし、その配置については利用者や機材等の動線に配慮することとする。

また、管理事務室は、貸館業務及び維持運營業務を中心とした形態を考慮した大きさ及び配置にする。

駐車場

敷地内に付置義務台数である 80～90 台以上を確保する。

人工地盤

安心・安全かつ快適な施設を目指し、既存の清水駅東西自由通路の高さレベルから直接アプローチできるよう、人工地盤を整備し連結する。

人工地盤については、津波等の災害時の退避場所、来館者の溜まり空間の機能を持つものとし、道路を挟み隣接するイベント広場との流れを考慮する。

4 モデルプラン

前述の建築計画等について可能性を検証するため、モデルプランを例示する。ただし、P F I手法を採用した場合には、民間事業者から様々なアイデアを求める性能発注をすることとなる。

(1) A案

大ホールを鉄道に直行に東西に配置し、ホワイエが海側に向くように配置する。舞台は主舞台の他、側舞台一面を設け、可動音響反射板は吊り込み式とする。重層する馬蹄形客席空間を持つ案。

延床面積：約12,300m²

(2) B案

大ホールを鉄道に平行に南北に配置し、舞台は主舞台の他、側舞台一面を設け、可動音響反射板は走行式とする。正面バルコニー席及びサイドバルコニー席を設けた3層の客席空間を持つ案である。

延床面積：約12,300m²

別PDFファイル モデルプランA案を参照してください

別PDFファイル モデルプランA案を参照してください

別PDFファイル モデルプランB案を参照してください

別PDFファイル モデルプランB案を参照してください

5 運営計画

本施設の運営については、指定管理者制度を採用する。また、PFI手法について、現在導入可能性調査を進めているところであるが、その中で施設運営をPFI事業者に委ねることとの可否について十分な検討を加えるものとする。

(1) 運営の考え方

運営の方針

2(2)大ホールの運営内容で述べているように、本施設は貸館事業を基本に行い、市民の利用及び興行に供していく。その際、利用者の利便性を第一に考えることとし、その方策として、年中無休とすること等を検討していく。

運営方法の構築について

上記の運営方針と指定管理者等の提案との整合を図りながら運営方法を構築していく。その際、ロングラン公演を含めた興行利用を促進するとともに、市民の文化活動に支援できる体制づくりに十分配慮し利用率の向上に努める。

市民利用について

清水文化センターを現在利用している文化団体等に対し、本施設と清水テルサ文化交流機能を合わせた新文化ゾーンとして案内をし、利用を促すとともに、静岡市民文化会館、静岡音楽館AOIの利用についても周知していくこととする。

興行利用について

質の高い興行を誘致していくため、興行主への広報活動を行い、設備機能について良好な状況をアピールし、公演誘致の促進を図っていく。

特にロングラン公演は、市民への優れた鑑賞機会を多く提供できるだけでなく、利用率向上にとって大きな要因となるため、積極的な誘致を図る。

オープニング記念事業について

オープニング事業に関する記念公演等は、開館の3～5年前から準備を始める必要がある。したがって、記念公演を開催する場合は、早期に企画等を検討していく必要がある。

(2) 周辺施設との連携

清水テルサ

清水テルサ内には中規模のホール、音楽練習室、会議室等があり、本施設との連携を図ることにより、この地域の文化施設の有機的利用を高めることができる。

清水駅東口イベント広場

清水駅東口のイベント広場については、屋外施設であることの利点を活かした屋外パフォーマンスや自由演奏の拠点とするなど、本施設と連携を図っていく。

6 事業スケジュール予定

PFI事業を想定し、概ね次のとおりである。

平成 19 年	1 月	PFI 導入可能性調査
	8 月	特定事業の選定・公表
	10 月	民間事業者の募集
平成 20 年	4 月	民間事業者の選定
平成 20 年	11 月	事業契約の締結、設計・建設
平成 23 年		開館